

実施要領（ばい煙測定、飲料水水質検査）

1 ばい煙測定

- (1) 大気汚染防止法、広島県公害防止条例、その他関係法令に基づき、適正な方法により、広島市立大学エネルギーセンター棟の吸収式冷温水発生機（3台）のばい煙測定を次のとおり行うものとする。

(2) 測定項目及び測定方法

ばいじんの濃度 JIS Z 8808 の方法により測定

窒素酸化物 JIS K 0104 の方法により測定

(3) 測定回数及び測定日

測定回数は、年2回（7～8月の間で1回、1～2月の間で1回）とし、委託業務の実施に当たっては、大学と事前に協議して、業務の日時、作業方法等を定めるものとする。

2 飲料水水質検査

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）及び水道法（昭和32年法律第177号）に基づき、次のとおり行うものとする。

(2) 業務内容

種類	回数	実施予定月	実施箇所	備考
水質検査	年2回	8月 2月	1箇所	水道法に基づいて行うものとする。 水質検査項目等は、別表のとおり。

※ 8月に実施する水質検査は、貯水槽（受水槽）の清掃後、給水栓末端の飲料水の水質検査を行う。

(3) 業務実施に当たっての留意事項

- ① 委託業務の実施に当たっては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第27条第3号に規定する者が、検査を行うものとする。
- ② 委託業務の実施に当たっては、大学と事前に協議して、実施方法を決定する。

3 報告事項等

次の事項を記載したものを実施月毎に作成し、大学の確認を受けるものとする。

- (1) 測定、採水日時及び場所
- (2) 検査の日時及び場所
- (3) 検査結果（計量証明を添付）
- (4) 検査結果についての所見

飲料水水質検査項目・実施表

8月実施分

項目	基準
一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。
大腸菌	検出されないこと。
亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。
塩化物イオン	200mg/l以下であること。
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。
pH値	5.8以上8.6以下であること。
味	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。
色度	5度以下であること。
濁度	2度以下であること。
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。
鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。
銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。
蒸発残留物	500mg/l以下であること。
シアノ化合物イオン及び塩化シアノ	シアノの量に関して、0.01mg/l以下であること。
塩素酸	0.6mg/l以下であること。
クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。
クロロホルム	0.06mg/l以下であること。
ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。
ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。
臭素酸	0.01mg/l以下であること。
総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。
トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。
ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。
ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。
ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。

2月実施分

項目	基準
一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。
大腸菌	検出されないこと。
亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。
塩化物イオン	200mg/l以下であること。
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。
pH値	5.8以上8.6以下であること。
味	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。
色度	5度以下であること。
濁度	2度以下であること。

※基準値は2025年10月現在のものであり、実施にあたっては最新の基準値を確認すること。